2　銀行が、自己資本比率（法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の銀行の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として金融庁長官が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

3　［略］

（当該銀行と特殊の関係のある者）

第十四条の四　法第十三条第二項前段に規定する当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該銀行の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第十四条の六の二において同じ。）とする。

［号を削る。］

［項を加える。］

2　［同上］

（当該銀行と特殊の関係のある者）

第十四条の四　法第十三条第二項前段に規定する当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　当該銀行の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

［号を削る。］

二　当該銀行の関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

（法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項）

第十四条の五　［略］

2　前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

一　当該銀行について第十四条の二第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額

二　当該銀行の子法人等について第十四条の二第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

［3・4　略］

（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十四条の六　第十四条の三第二項の規定は、令第四条第十二項第五号（令第十六条の二の三第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第十四条の三第二項第一号及び第二号中「当該銀行」とあるのは「当該銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2　［略］

（法第十三条第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方）

第十四条の六の二　法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該銀行又は当該銀行の子法人等をいう。

一　当該銀行の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第十四条の六の二において同じ。）

［号を削る。］

二　当該銀行の関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

（法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項）

第十四条の五　［同上］

2　［同上］

一　当該銀行について第十四条の二第一項の規定により計算した単体信用供与等総額

二　当該銀行の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第十四条の二第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

［3・4　同上］

（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十四条の六　第十四条の三第二項の規定は、令第四条第十二項第五号（令第十六条の二の三第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第十四条の三第二項第一号及び第二号中「当該銀行」とあるのは「当該銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2　［同上］

［条を加える。］